

平成20年10月14日判決言渡、同日原本領収 裁判所書記官

平成19年(ワ)第730号水道料金請求事件(仮執行宣言付支払督促異議申立)

口頭弁論終結日・平成20年9月5日

判 決

奈良市二条大路南一丁目1-1

原告 奈 良 市

代表者奈良市水道事業管理者

福 村 圭 司

訴訟代理人弁護士 橋 本 勇

奈良市三条栄町8番20号

被告 有 限 会 社 天 商 建 設

代表者取締役 柳 光 祐

訴訟代理人弁護士 井 原 紀 昭

主 文

1 奈良簡易裁判所平成19年(ロ)第1084号事件の仮執行宣言付支払督促を認可する。

2 督促異議申立て後の訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文第1項と同旨。

第2 事案の概要

本件は、水道事業を営む原告が、被告が原告から給水を受けているほか、その前に同一住所で営業していた会社の水道料金につき債務引受をしたと主張して、これまでに被告が支払った水道料金は債務引受分に充当され、水道料金残額があるとしてその支払を求め、これを認めた支払督促に対して、被告から異議が申し立てられた事案である。

1 爭いのない事実等

- (1) 原告は、奈良市水道事業給水条例に従って水道事業を営む地方公共団体である。
- (2) 原告は、昭和62年9月1日から奈良市西ノ京町156において有限会社天正商事（以下「天正商事」という。）に対して給水をしていた。
- (3) 被告は平成16年6月ころから、前記(2)と同じ住所で原告から給水を受けるようになった。（弁論の全趣旨）
- (4) 被告は、平成16年7月以降、原告に水道料金226万1554円を支払った。
- (5) 平成19年8月7日、原告は被告を相手方として、奈良簡易裁判所に対し、平成16年12月から平成19年1月分までの水道料金189万8401円の支払を求める支払督促申立をし、同年9月13日に仮執行宣言付支払督促（奈良簡易裁判所平成19年(ロ)第1084号）の発付を受けたが、同月28日被告はこれに対する督促異議を申し立てた。（弁論の全趣旨）

2 爭点

平成16年6月17日に、被告は原告に対し、天正商事の水道料金債務を引き受けたか。

（原告の主張）

- (1) 平成16年6月17日に、被告で経理等の事務を担当しており、被告代表者の姉である [] （以下「[]」という。）が、被告のためにすることを示して、原告に対して水道使用変更届をし、「料金は今までどおり支払います」と述べて、原告と被告との間に天正商事の水道料金債務を被告が引き受ける合意が成立した。従前から使用されていた給水装置を引き続いて使用して給水を受ける方法には、新規に給水契約を締結する方法と、従前の給水契約を承継する方法の2種類があり、前者は水道使用開始届により、後者は水道使用変更届によってなされるのであり、後者の場合には当然従前の使用

者の滞納料金支払義務を継承する。

(2) 被告において常時仕事をしているのは被告代表者と[]のみであり、被告代表者は水道料金の支払は[]に任せており、また[]は経理担当として水道料金に関する一切の代理権を有していたのである。ちなみに、天正商事は被告代表者らの父が起こした会社であるが、被告代表者及び[]はともにその代表取締役を勤めていた時期があり、被告は居抜きの形で天正商事の施設等を承継して事業を始めたのである、実質的には同一とみられてもやむを得ない関係にある。

(3) 前記1(4)の被告支払額のうち165万8332円は天正商事の水道料金に、58万7278円は被告使用分の水道料金に充当されたのであり、1万5944円は被告使用の水道料金のうち平成16年12月分の内入れ金として支払われたものであり、被告は同月分から平成19年1月分までの水道料金189万8401円を支払わず、被告支払分を被告の水道料金に充当してほしいとの主張に固執してこれを支払わないから、原告はその支払を求めるものである。

(被告の主張)

(1) []が変更届を提出する際、原告の担当職員から天正商事の未払水道料金があるとか、天正商事の水道料金を支払ってもらうとかの話はなかったし、[]は今までどおり支払うとは言っていない。仮に[]がそのように述べたとしても、天正商事のときと同様の方法で被告の水道料金をきちんと支払うとの意味で述べたものであり、[]は債務引き受けの合意などしていない。

(2) 被告代表者は[]に、天正商事の未払水道料金債務について何らかの代理権を付与したこともないし、被告代表者と[]との間で債務引受の話など一切されていない。

天正商事は人夫出しの業務をしており、被告代表者は天正商事の代表取締役に就任していたが、業務不振のため平成7年3月に代表取締役を辞任して

以後天正商事の業務には関与しなくなった。その後 [] も天正商事の代表取締役に就任したが任期満了により退任し、平成16年6月ころには廃業のやむなきに至り、奈良市西ノ京町156番地の建物を使用しなくなつたので、原告から水道の供給を受けることもなくなつた。被告は平成16年6月に設立された会社で建築請負、不動産売買等の仲介を主たる業務としており、同月に上記建物で営業を開始し水道を使用することになったのである。被告は天正商事とは全く別の法人である。

- (3) 被告が支払った水道料金の仮領収書には「内入り」との記載があるが、被告代表者は被告が使用した水道料金の内入れ弁済と考えていたものであり；天正商事の水道料金の弁済に充当されているとは全く考えていなかった。

被告が支払った水道料金は、平成16年7月以降に被告自身が使用した水道料金の支払に充当されるべきであり、被告に未払水道料金は存しない。

第3 爭点に対する判断

1 甲3，証人 [] (甲7を含む、以下同じ)，弁論の全趣旨によれば、原告において、以前水道が供給されていたのと同一住所で水道を使用するとの届け出には、既に閉栓した水道を新規に開栓する水道使用開始届と、閉栓していない水道の使用者の名前等が変更される水道使用変更届があり、後者の場合には従前の使用者との給水契約を後の使用者が引き継ぐことになるため、従前の使用者の滞納した水道料金の支払義務を引き受けることになること、原告の水道局において2年余りこれらの届け出を受け付けていた [] は、平成16年6月17日に [] から電話で、同月1日から使用者が天正商事から被告へと変更になるという、水道使用変更届を受け付けたこと、その際 [] は天正商事の水道料金債務を引き継ぐ旨を説明し、 [] が「料金は今までどおり支払います。」と答えたこと、が認められる。

証人 [] (乙4を含む、以下同じ)は、同月から被告が天正商事と同じ住所で水道を使用し始め、名義変更のお願いをしただけで、上記発言の記憶はな

い旨証言する。しかしながら、同証人は、天正商事において閉栓手続きを取ったかはわからない旨証言しており、上記認定によれば平成16年6月17日の届出は「名義変更」であって新たな開栓手続きでないことが明らかである。この前提で水道を使用するとの届け出をすれば、原告における扱いからは従前同じ住所で水道を使用していた天正商事の給水契約を引き継ぐことになるのであり、担当者はこのような変更であると聞いたときには、今までの水道料金はどうするかを尋ねることになっていることから、[REDACTED]はこれを尋ねたものと推認され、甲3にはこれに対応すると考えられる「料金は今までどおり支払いますとのこと」とのメモが残されており、上記証言をもってこれを覆すことはできない。

よって、[REDACTED]が、平成16年6月17日に電話で原告水道局へ水道の使用開始を届け出た際には、水道使用変更届がなされ、その際に天正商事の水道料金についても支払う旨を述べたものと認めることができる。

2 甲4、証人[REDACTED]、被告代表者本人（乙3を含む、以下同じ）によれば、[REDACTED]は平成15年ころから天正商事の事務を手伝っていたが、天正商事は平成16年春ころに廃業し、同年6月ころから被告が同じ住所で業務を開始したので、被告で事務をするようになったこと、被告においては常雇いの従業員は被告代表者と[REDACTED]のみであること、水道使用開始の届け出は[REDACTED]の判断でされたほか、[REDACTED]は電気とプロパンガスの使用についても名義変更の届け出をしたこと、これまでの水道料金を含む支払を被告代表者はすべて[REDACTED]に任せており、[REDACTED]は平成18年1月17日付けで被告が水道料金の滞納分を毎月15万円ずつ支払うことを約する被告代表者名の書面を作成して原告に提出したこと、被告代表者は本件訴訟における水道料金の領収証についても[REDACTED]にその確認を任せていたことが認められる。

被告代表者本人は、水道料金の支払を[REDACTED]に一任したことではなく、そのような権限を与えたこともない旨供述するけれども、上記認定事実によれば、[REDACTED]

は被告における唯一の事務員として、かつ代表取締役の姉として被告の支払を含む事務一般を担当していたものであり、水道料金の支払につき被告を代理する権限を有していたものとみることができ、被告代表者の上記供述は、明示的に[■]に支払を命ずる権限を与えたものではないことを指摘するに止まり、上記認定を動かすに足りるものではない。

3 甲4、5の1・2、証人[■]、同[■]（甲8を含む、以下同じ）によれば、原告の担当者である[■]は[■]に、平成17年11月ころに水道料金の滞納がこれ以上になると給水停止措置を取ることになると伝え、同月には被告から11万円余りの支払を受け、平成16年1月（天正商事使用）分に充当したこと、平成18年1月13日に[■]から14万円余りの支払があり、支払額をまず被告の1か月分に充てて残りを天正商事の水道料金に充ててほしいとの申し出があり、平成16年6月（被告使用）分と同年2月（天正商事使用）分に充当したけれども、原告内部においてやはり古い料金から充当するべきであるということになり、[■]は平成18年1月17日に[■]と話して、上記充当の申し出には応じられず、古い水道料金から充当することを話して了解を得、[■]に毎月15万円を支払う旨の誓約書を作成してもらったことが認められる。

証人[■]は、支払がいつの分か確認しなかった旨証言するけれども、甲5の1と同様の文書を作成して、[■]と支払につき交渉していたとの証人[■]の証言に照らし、直ちにこれを採用することはできない。

上記認定事実によれば、被告からの水道料金の支払については、古い使用分から法定充当されていたが、平成18年1月に[■]から指定充当されたものの、同月17日に、前記2のとおり被告代表者から任されていた[■]と[■]の間で古い分から充当するとの合意をしたことが認められる。

4 以上によれば、被告は代表者から代理権を付与された[■]により、平成16年6月17日に天正商事の水道料金につき債務引受をする旨表示して、原告と

の間でその旨の合意が成立し、平成18年1月17日にその後被告が支払う水道料金については原告との間で古い分から充当するとの合意もされたものである。甲2によれば、上記充当の結果被告の支払うべき水道料金残額は189万8401円と認められる。

よって、原告の本件請求は理由があるから、支払督促を認可することとして、主文のとおり判決する。

奈良地方裁判所民事部

裁判官 宮本初美